

寄付・寄贈品

平成24年2月から3月までにいただいた市への寄付・寄贈品をご紹介します。皆さんの善意に感謝します。

申込者住所・氏名	寄付・寄贈品	寄付・寄贈目的
富山県 花と緑の銀行入善支店 舟見地方銀行 頭取 愛場 正利 様	チューリッププランター 100個	米山地区で活用してほしい
東京都 桃三登米会 会計 井上 惇 様	現金14,973円	登米町の災害復興事業のため
東和町 佐藤 文孝 様	車いす 1台	東和勤労青少年ホームにおいて利用していただくため
南方町 南方小学校OB会 代表 小野 寛次 様	タイムカプセルおよびモニュメント	南方小学校の教育活動の援助のため
加美郡 加美町 株式会社佐藤工務店 代表取締役 佐藤 敦 様	カーブミラー (シングルタイプ) 1枚	交通事故防止のため (東和町米谷地内)
岡山県 加藤 伸吾 様	現金6,000円	津山町地域 (津山総合支所管内) の復興基金として
フランス パリ CHAYETTE et CHEVAL 様	現金735,457円	①サトル・サトウ・アート・ミュージアム管理運営事業のため (100,000円) ②みなみかた花菖蒲の郷公園に設置されているガリー・ファイフ氏の作品修繕のため (635,457円)
埼玉県 篠田 剛 様	現金30,000円	豊里町に関する事業のため
石越町 石越ライオンズクラブ 会長 石田 綾夫 様	現金200,000円	東日本大震災で被災した石越中学校へ教材備品購入代として
石巻市 株式会社ヒラツカ 代表取締役 千葉 雄之 様	交通標識ファイル6,750枚	小中学生の交通安全推進のため
福岡市 横山 美知子 様	人形 (お地蔵様) 120体	避難所生活をされている方のため

※広報への掲載を希望されない寄付・寄贈者については、掲載しておりません。

【問い合わせ】 総務部総務課 (財産係) ☎ 0220 (22) 2091

【問い合わせ】
市民生活部環境課
☎ 0220 (58) 5553

市では、東日本大震災によって住家など (店舗、事務所、倉庫、物置、ブロック塀) に甚大な被害を受けた皆さんを支援するため、所有者からの申請によって、損壊家屋などの解体・撤去を行い、その費用を負担しています。
申請期限は、6月29日 (金) までです。
申請用紙は、記入例を含め各総合支所に備え付けています。
この解体撤去事業では、建物内にある個人の資産 (家財道具等) の処理は行いませんので、あらかじめ移動や処分をお願いします。
なお、既に申請をしている人は、今後の手続きなどについて順次個別に文書でお知らせします。

被災住家等 解体撤去事業の 申請はお済みですか

(表1) 軽減制度の内容

対象者の条件 ※右記の条件をすべて満たす人	課税など	市町村民税非課税世帯
	収入	年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下
	預貯金	預貯金などの額が単身世帯で350万円以下、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下
	資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと (出荷米、資産を活用しての収入があれば非該当)
	扶養	負担能力のある親族に扶養 (税扶養、健康保険扶養) されていないこと
	納税	介護保険料を滞納していないこと
軽減の対象となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額 (サービス利用料の1割相当額) と食費、居住費 (滞在費) に係る利用者負担額	
軽減割合	対象サービス利用者負担 25/100 食費・居住費など 25/100	

【※1】 特例減額措置の基準 (短期入所には適用されません)
市町村民税課税者のいる世帯 (単身世帯は含まない) に属している次のすべての要件を満たしている場合。
①世帯の年間収入 (公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額) から、施設の利用者負担 (サービス費の1割+食費全額+居住費全額) を除いた残額が80万円以下であること。

②介護保険負担限度額認定制度
被保険者が市町村民税非課税世帯に属している場合、または特例減額措置の基準【※1】を満たしている場合に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設などで入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費 (滞在費) を軽減するものです。

①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度
社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・認知症対応型通所介護 (予防含む)・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス利用者で、上記 (表1) の条件をすべて満たしている人に対する利用者負担軽減制度です。

【申請場所】 福祉事務所長寿介護課
または各総合支所市民課
【問い合わせ】
福祉事務所長寿介護課
(介護給付係)
☎ 0220 (58) 5551



③世帯の預貯金などが450万円以下であること。
④日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
④介護保険料の滞納がないこと。
申請手続き
基準や要件を満たし、①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、②介護保険負担限度額認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」または「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。
なお、平成24年6月30日までの認定証を持つている人は、更新手続きが必要になります。

高齢者を支えます
「地域包括支援センター」
地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携し、地域の高齢者の皆さんのさまざまな相談に応じます。

【地域包括支援センターの設置場所・問い合わせ】

事業所名	設置場所	電話番号
迫地域包括支援センター	恵泉会事務所内	0220 (22) 1152
中田・石越地域包括支援センター	中田保健福祉会館	0220 (34) 7611
	石越分室<石越総合支所内>	0228 (34) 4151
東和・登米地域包括支援センター	東和総合支所内	0220 (53) 4811
	登米分室<登米総合支所内>	0220 (52) 5090
米山・南方地域包括支援センター	米山総合支所内	0220 (29) 5821
	南方分室<南方庁舎社会福祉協議会内>	0220 (58) 4311
津山・豊里地域包括支援センター	津山老人福祉センター内	0225 (68) 3780
	豊里分室<豊里総合支所内>	0225 (76) 4811